

令和6年3月

事業者 各位

支払条件について

本市の支払条件については、以下のとおりです。

1. 納品(履行)を終了した旨の通知を受けた日から 10 日以内に給付の完了確認又は検査を行います。ただし、工事については 14 日以内に行います。
2. 1の完了確認又は検査を終了した後、本市が適正と認めた請求書を受領した日から 30 日以内に対価を支払います。ただし、工事については 40 日以内に支払います。
3. 本市の支払日は、令和6年4月から原則、毎月 10 日、20 日、30 日の月3回となります。(ただし、その日が土、日、祝日に当たるときは、その日前の最も近い休日等でない日を支払日とします。)

【請求書提出にかかる注意点】

○宛名について

「指宿市長」宛で記載してください。

○請求書について

請求書には、請求年月日を記載してください。

○振込先について

請求書には、「振込先金融機関・預金種別・口座番号・口座名義人(カタカナ)」を記載してください。

※本市の指定金融機関「いぶすき農業協同組合」又は JA 系列の口座をお持ちの方は、可能な限り、農協(JA 系列)口座を指定してください。

○インボイス対応の請求書について

インボイス対応の請求書で押印省略や代表者名の記載などが無いものについては、後日担当課から正当な請求書であるかを電話で確認させていただいておりますのでご了承ください。

その他、不明な点については、下記へお問い合わせください。

◆指宿市役所 会計課 審査係 電話 0993-22-2111【内線 523】